

# 令和6年10月1日(12月10日支給分)から 児童手当制度が変わります

令和6年6月5日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、令和6年10月分の児童手当から、制度内容が以下のとおり変更となります。

- (1) 支給対象児童の年齢を「15歳到達後の最初の年度末まで」から「18歳到達後の最初の年度末まで」に延長
- (2) 所得制限・所得上限を撤廃
- (3) 第3子以降の手当額を月15,000円から月30,000円に増額
- (4) 第3子の算定に含める児童の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長  
※子どもの生計費等の経済的負担が生じている場合に限る
- (5) 支給回数を年3回から年6回に増加

	改正前	改正後
支給対象	15歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限限度額、所得上限限度額設定あり	所得制限なし
手当月額	・3歳未満 一律 :15,000円 ・3歳～小学校終了まで 第1子・第2子 :10,000円 第3子以降 :15,000円 ・中学生 一律 :10,000円 ・所得制限以上 一律 : 5,000円(特例給付)	・3歳未満 第1子・第2子 :15,000円 第3子以降 :30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子 :10,000円 第3子以降 :30,000円
第3子の算定	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで ※生計費等を負担している場合
支払期月	3回(2月、6月、10月) (各前月までの4か月分を支払)	6回(偶数月) (各前月までの2か月分を支払)

## 新規申請が必要な方 (次のいずれかに該当する方)

- ① 所得上限限度額以上により、児童手当(特例給付)を受給していない
- ② 高校生年代の児童のみを養育している

## 額改定申請が必要な方 (現在児童手当を受給中であり、次のいずれかまたは両方に該当する方)

- ① 高校生年代の児童がおり、新たに支給対象児童が増える
- ② 新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降から22歳年度末までの子を含めて、養育する児童数が3人以上である  
※併せて多子加算の適用のための届出が必要

申請については、郵送または窓口で受付予定です。

詳細は、決まり次第市ホームページにて随時お知らせいたします。



市ホームページ

※改正後の初支給は令和6年12月10日です。10月支給分(6～9月分)については、改正前の支給額・対象で支給します。

※公務員の方は勤務先にご確認ください。

【お問合せ】子育て支援課 ☎63-1111 内線398